北九州市

住まい支援ガイドブック

HOUSINGSUPPORTGUIDEBOOK

住まいの確保にお困りの方へ

住まいに関するお悩み＆対応策や
様々な住まい情報により
住まい探しをサポートします！

貸主・不動産業者の方へ

住宅確保要配慮者の入居受入れに
対する不安軽減につながる情報を
掲載しています！

北九州市居住支援協議会

ガイドブックの目的

このガイドブックは、主に**民間賃貸住宅**について

- **住まいの確保にお困りの方の「住まい探しのサポート」**
- **賃貸住宅の貸主や不動産業者の方の「住宅確保要配慮者※の入居受入れに対する不安軽減」**

※「住宅確保要配慮者」についてはP34をご覧ください

を目的として作成しました。

住まい探しや入居受入れによる空き家の有効活用などにぜひお役立てください。

もくじ

住まいの確保にお困りの方へ

- 住まい確保のお悩み＆対応策……P3～8
- 地域で安心して暮らすための住まい情報……P9～16
- 民間賃貸住宅のお部屋探しの流れ……P17

貸主・不動産業者の方へ

- 入居受入れのお悩み＆対応策……P19～26

資料編

- 相談窓口・支援制度一覧……P27～32
- 居住支援の基礎知識……P33.34
- 【付録】お役立ちツール……P35

このガイドブックは、北九州市のホームページに掲載しています▶

住まいの確保にお困りの方へ

住まい確保のお悩み＆対応策…… P3.4

対応策 ①入居相談・支援 …… P5
②家賃債務保証 …… P5
③身元保証 …… P5
④生活相談・支援 …… P6.7
⑤見守り …… P7
⑥金銭・財産管理 …… P8
⑦家財・遺品整理、死後事務…… P8
⑧終活 …… P8

地域で安心して暮らすための住まい情報

民間賃貸住宅 …… P9～12
サービス付き高齢者向け住宅 …… P13
高齢者向け優良賃貸住宅 …… P13.14
高齢者・介護に関する施設 …… P15
その他（市や県などが提供する公的賃貸住宅）…… P16

民間賃貸住宅のお部屋探しの流れ…… P17

相談窓口・支援制度一覧 …… P27～32

居住支援の基礎知識 …… P33.34

【付録】お役立ちツール…… P35

住まい確保のお悩み＆対応策

お悩み事例

入居前

主に入居前の支援

- 今の収入に見合う安い家賃の住宅が見つからない
- 年齢や家賃滞納に対する不安を理由に入居を断られた
- 身寄りがなく、保証人を頼める人がいない

地域で安心して暮らすための**住まい情報**
P9~P16

入居中

主に入居中の支援

- 高齢なので、急な体調変化や病気で倒れたりすることへの不安を感じている
- 家賃の支払いが遅れがちになり、退去を求められている

退去後

主に退去後の支援

- 身寄りがなく、死亡した場合に、家財や財産をどうするのか、葬儀等はどうしたらよいのか心配している
- 親族はいるが、なるべく死後事務等で負担をかけたくない

主な相談先

高齢者

- **地域包括支援センター**
（☎P27をご覧ください）

高齢者が住み慣れた地域で生活を続けられるよう、高齢者の保健・医療・福祉・介護に関する幅広い相談に応じ、必要な助言や支援を行う総合相談窓口です。

P27

障害のある人

- **高齢者・障害者相談コーナー**
（☎P28をご覧ください）

障害のある人の生活上の相談や保健の指導を行っています。

- **障害者基幹相談支援センター**
（☎P29をご覧ください）

障害者手帳の有無にかかわらず、障害のある人に関する様々な相談をワンストップで受けています。

P28 P29

子育て世帯

- **子ども・家庭相談コーナー**
（☎P28をご覧ください）

子どもや家庭に関するあらゆる相談をひとつの窓口で受け、必要なサービス・支援へとつなぐ総合的な相談窓口です。

P28

対応策

1 入居相談・支援

住まい探しや入居手続きに関する相談、支援等

- 住まい情報
- 居住サポート事業

P5

2 家賃債務保証

家賃滞納時の立替等に関する保証

P5

3 身元保証

緊急連絡先の引受けや保証人の紹介・代行等

P5

4 生活相談・支援

日常生活に係る様々な支援

- 生活困窮者自立支援事業
- 住宅改修
- 日常生活用具給付
- 生活福祉資金貸付

P6 P7

5 見守り

安否確認

- あんしん通報システム

P7

6 金銭・財産管理

権利書や通帳などの財産管理、身上監護等

- 成年後見制度
- 地域福祉権利擁護事業

P8

7 家財・遺品整理、死後事務

死後に残された家財の整理やお部屋の原状回復、死後事務等に係る委任や代行

P8

8 終活

自分らしい最期を安心して迎えるための活動

- 終活相談

P8

外国人（がいこくじん）

●お部屋探し（へやさが）に関する（かん）情報（じょうほう）は

P17をごらんください

●その他（た）、お困（こま）りの場合（ばあい）は

多文化共生（たぶんかきょうせい）ワンストップインフォメーションセンターへ

（☎P29をごらんください）

P17 P29

どこに相談していいかわからないとき

●いのちをつなぐネットワーク係

（☎P28をご覧ください）

生活に困りごとがあるが、どこに相談していいかわからない場合は、お住まいの区役所保健福祉課「いのちをつなぐネットワークコーナー」までご相談下さい。

P28

居住支援法人

●居住支援法人とは？

居住支援を行う法人として、都道府県が指定するものです。

●どんな支援を提供してるの？

住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居のため、家賃債務保証や見守りなど様々な居住支援サービスを提供しています。

●市内で活動する法人は？

市内で活動している法人は、14者（令和8年4月時点）あり、提供するサービスも各法人によって異なります。

P30.31をご覧ください

P30 P31

1 入居相談・支援

●住まい探しや入居手続きに関する相談、支援等を行うものです。

地域で安心して暮らすための住まい情報

主に、住宅の確保にお困りの方向けの住まい情報をご案内しています。
詳しくはP9～16をご覧ください。

居住サポート等事業(障害のある人)

賃貸借契約による一般住宅への入居を希望していて、連帯保証人がいないなどの理由により入居が困難な方に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて、障害のある人の地域生活への支援を行います。

①入居支援　②関係機関によるサポート体制の調整　③公営住宅入居審査時の書類記入作成の協力

問合せ先　北九州市障害者基幹相談支援センター
☎093-861-3045
https://www.shien-c.com/index.php?id=6

2 家賃債務保証

●入居者が家賃債務保証会社に保証料を支払うことで、家賃滞納時の立替え等に関する保証サービスを活用することができます。
●保証料や保証対象等は、事業者によって異なります。

(一財)高齢者住宅財団の例

保証対象	保証限度額	保証料
滞納家賃(共益費・管理費含む)	月額家賃の12ヵ月分に相当する額	2年間の保証の場合、月額家賃の35%(原則一括) ※最低保証料10,000円
原状回復費用(残置物の撤去を含む)および訴訟費用	月額家賃の9ヵ月分に相当する額	

※上記保証を受けるためには、一定の条件に該当する必要があります。

問合せ先　一般財団法人高齢者住宅財団
☎03-6880-2781
https://www.koujuuzai.or.jp/service/rent_guarantees/

家賃債務保証業者登録制度

国土交通省では、一定の要件を満たす家賃債務保証業者を登録し、その情報を公表しています。
登録業者一覧は、国土交通省のホームページから確認できます。
https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_fr7_000028.html

3 身元保証

●入居時に保証人を立てられない方は、緊急時の対応などに不安を感じる貸主から入居を断られる場合があります。
●このような場合、緊急連絡先の引受けや、保証人の紹介・代行を行っている事業者のサービスを利用することが考えられます。
●サービスの内容や料金は、事業者によって異なります。

問合せ先　事業者や居住支援法人　☎P30.31をご覧ください

4 生活相談・支援

●借主が入居中の生活支援サービスを利用することで、貸主・借主双方の不安解消につながり、安心して住宅に住み続けることができます。

北九州市生活困窮者自立支援事業

様々な理由で経済的にお困りの方のご相談を相談員がお聞きし、各種関係機関と連携しながら、共に考え、それぞれの状況に応じた支援を行います。

自立相談支援事業	相談支援員がどのような支援が必要か一緒に考え、具体的な支援プランを作成し、寄り添いながら自立に向けた支援を行います。住まいに関するお困りごとについては、居住支援の専門員につないで支援を行うこともできます。
住居確保給付金	離職などにより住居を失った方、または失うおそれの高い方に就職に向けた活動をするなどを条件に一定期間、家賃等相当額を支給します。
就労準備支援事業	一般就労に向けた生活習慣の確立、社会参加能力の形成、就労体験などの支援を実施します。
家計改善支援事業	家計収支全体の改善のため、相談者の方と一緒に家計収支を見える化し、生活再生に向けた支援を実施します。

※「住居確保給付金の支給」、「就労準備支援事業」については、一定の資産収入に関する要件を満たしている方が対象です。

問合せ先 **各区役所保健福祉課いのちをつなぐネットワークコーナー**
☎P28をご覧ください
https://www.city.kitakyushu.lg.jp/contents/16500062.html

住宅改修（介護保険・すこやか住宅改造助成）

	介護保険（住宅改修費）	すこやか住宅改造助成
対象者	要介護・要支援の認定を受けた人	左記の人が居住する世帯で、生計中心者の前年分（1月から6月申請分は前々年分）所得税額が7万円以下の世帯
所得制限	なし	あり　※前年分（1月から6月申請分は前々年分）所得税額7万円以下
支給（助成）限度額	**20万円**（1割の自己負担あり） ※一定以上所得のある人は2割又は3割負担になります。	**30万円** ※助成額は、助成限度額と実際の工事額を比較し、低い額に前年分（1月から6月申請分は前々年分）所得税額に応じて75%または100%の助成率を乗じて得た額
対象工事	○廊下や階段などの手すり設置 ○段差の解消○引き戸等への扉の取替え ○洋式便器などへの便器の取替え ○滑り防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更 ○その他上記の工事に付帯して必要となる改修工事	○左記の工事（介護保険の限度額を超える工事） ○市が必要と認める左記以外の工事
相談先	**担当のケアマネージャー** ※いない場合は、お住まいの **地域包括支援センター** （☎P27をご覧ください） https://www.city.kitakyushu.lg.jp/contents/16800539.html	**各区役所** **高齢者・障害者相談コーナー** ☎P28をご覧ください https://www.city.kitakyushu.lg.jp/contents/924_11201.html

日常生活用具給付（火災警報器・自動消火器・電磁調理器）

おおむね65歳以上の寝たきり高齢者やひとり暮らしの高齢者に対して、火災警報器や自動消火器、電磁調理器の購入を支援しています。

問合せ先　各区役所保健福祉課高齢者・障害者相談コーナー

☎P28をご覧ください

https://www.city.kitakyushu.lg.jp/contents/924_11179.html

生活福祉資金貸付

低所得者、障害者または高齢者がいる世帯を対象に、資金の貸付と必要な相談支援を通じて、借受世帯の生活再建を支援します。

①福祉資金：福祉費
低所得世帯、障害者世帯又は高齢者世帯に対し、住宅の増改築、補修、住居の移転等に必要な経費を貸し付けます。

②不動産担保型生活資金
低所得の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として生活資金を貸し付けます。

対象者や貸付の条件等があります。また、申請後、審査があり一定の期間を要します。

問合せ先　北九州市社会福祉協議会生活福祉資金相談コーナー

☎093-882-4405

https://kitaq-shakyo.or.jp/consul/consul-life/life-funds/

5 見守り

- 高齢者等が入居を拒否される要因の一つに、入居中の事故に対する不安があります。
- 貸主側の不安を解消するために、見守り（安否確認）サービスが有効です。

見守りサービスの例

ガス・水道の使用量による安否確認

定期的な電話やメールによる安否確認

宅配事業者等による訪問確認

センサーによる異常感知

緊急通報装置の設置

問合せ先　事業者や居住支援法人　☎P30.31をご覧ください

あんしん通報システム

急な発作等の恐れがある高齢者や、重度の身体障害がある人などの自宅に、緊急ボタンやセンサーを設置することで、利用者が安心して生活できるように支援します。

問合せ先　各区役所保健福祉課高齢者・障害者相談コーナー

☎P28をご覧ください

https://www.city.kitakyushu.lg.jp/shoubou/14000050.html

6 金銭・財産管理

●高齢者や障害のある人が入居を拒否される要因の一つとして、判断能力低下（認知症等）への懸念があります。
●これに対応するため、財産管理や身上監護を行う成年後見制度や地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）の活用が考えられます。

成年後見制度

認知症の高齢者や知的障害、精神障害などの理由で判断能力が十分ではない方を保護するための制度です。

区分		本人の判断能力	援助者	
法定後見	後見	常に欠けている	成年後見人	監督人を選任する場合あり
	保佐	著しく不十分	保佐人	
	補助	不十分	補助人	
任意後見		本人の判断能力が不十分になったときに、本人があらかじめ結んでおいた任意後見契約に基づき支援する制度。		

問合せ先 北九州市成年後見支援センター ☎093-882-9123

地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）

判断能力が不十分な方に対して、日常的な金銭管理や福祉サービスの手続き援助等を行う事業です。（入所・入院契約等の法律行為を行うことはできません。）

利用できる人	次のすべてに該当する人 1北九州市内に在住していること 2認知症や成年である知的障害や精神障害などで判断能力が不十分な人 3この事業の利用に関する契約締結能力と利用の意思があること 4親族等からの日常的な援助が望めないこと ※お預かりしている財産を本人にお返しできなくなった場合、代わりに引き取ってくださる方を指定していただきます。
費用（自己負担額）	○金銭管理・生活支援サービス　1回1,000円（月4回まで） ○財産保管サービス　年間3,000円（月額250円） 注1生活保護受給者の方は、無料。 注2金銭管理サービスに伴う、振込手数料は利用者負担です。注3生活支援サービスのみの契約、利用はできません。 注4金銭管理サービスと生活支援サービスは同時に行います。

問合せ先 権利擁護・市民後見センター「らいと」 ☎093-882-4914

7 家財・遺品整理、死後事務

●高齢者等が入居を敬遠される要因の一つとして、入居者が死亡した際に、残された家財の整理や原状回復、死後事務等に対する不安が挙げられます。
●高齢者等の円滑な入居のためには、これらの不安要因について、あらかじめ取り決めをしておくとよいでしょう。

問合せ先 事業者や居住支援法人 ☎P30.31をご覧ください

8 終活

●人生の終わりに向けての事前準備をしながら、これまでの人生を振り返り、残りの人生を自分らしく生き、自分らしい最期を安心して迎えるために、住まいの終活についても考えることが大切です。

終活相談

葬儀や供養、相続や遺言、死後事務委任契約など、終活に関するさまざまな相談を相談員や専門家がお受けします。
相談は事前予約制となっており、予約受付開始日や専門相談のテーマについては、毎月15日号の市政だよりでお知らせしています。

問合せ先 終活あんしんセンター ☎093-882-6211

地域で安心して暮らすための住まい情報

民間賃貸住宅

セーフティネット住宅

住宅セーフティネット法に基づき、住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅として、賃貸人が登録する住宅です。
登録住宅の情報は以下で公開しています。

セーフティネット住宅情報提供システム

▶ https://safetynet-jutaku.mlit.go.jp/guest/index.php

※北九州市内の登録戸数：6,057戸（令和8年4月時点）

居住サポート住宅

居住サポート住宅とは、大家さんと居住支援法人等が連携し、入居者の状況等に応じて必要なサポートをを行う住宅です。
居住サポート住宅の情報は以下で公開しています。

居住サポート住宅情報提供システム

▶ https://support-jutaku.mlit.go.jp/guest/index.php

※北九州市内の認定戸数：12戸（令和8年4月時点）

北九州市高齢者・障害者住まい探しの協力店

【制度のイメージ】

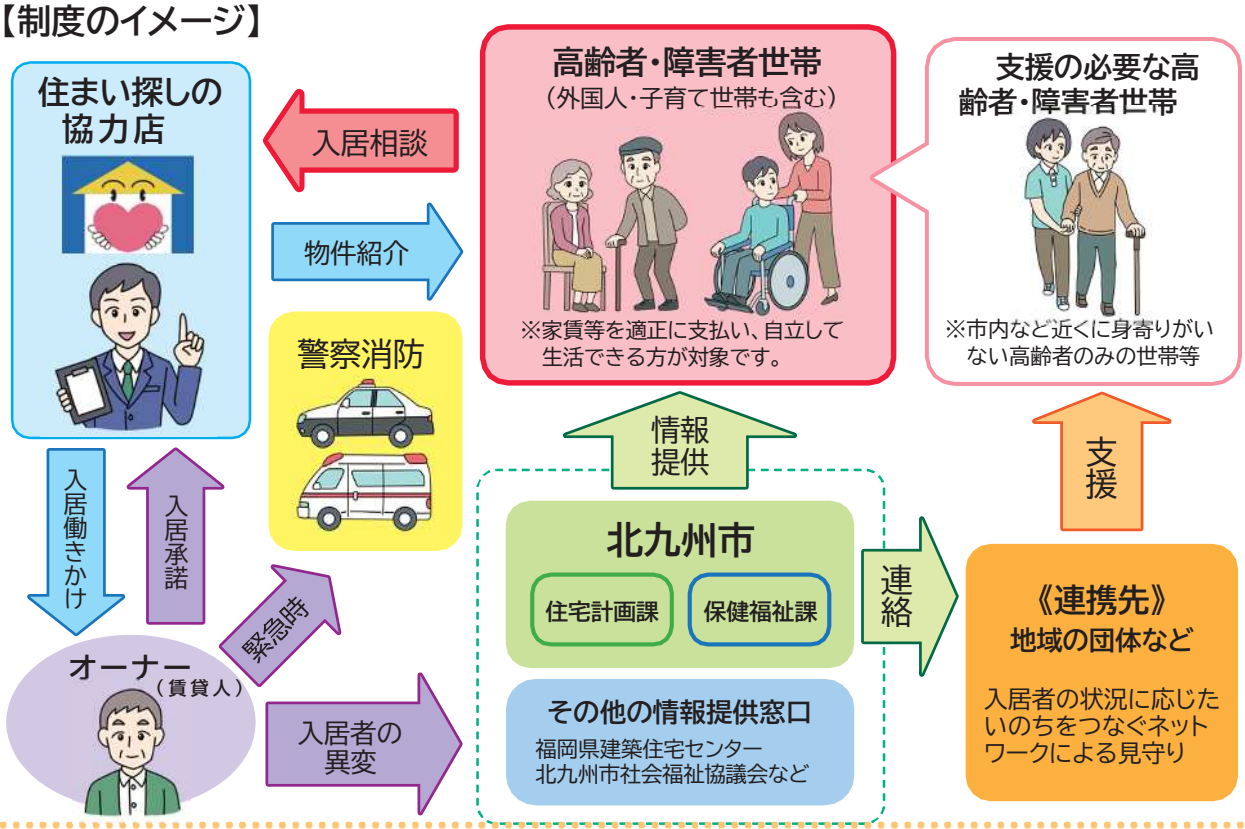

【安心のポイント①】

「住まい探しの協力店」は、北九州市に登録している不動産店です！

高齢者・障害者世帯等からの相談を受け、物件紹介やオーナーへの入居の働きかけを行います。

【安心のポイント②】

安心な支援体制～「いのちをつなぐネットワーク」による見守り～

市民の皆様が社会的に孤立することがないように、地域全体で見守る「いのちをつなぐネットワーク」の仕組みをつくっています。

このステッカーが目印です！→

北九州市高齢者・障害者住まい探しの協力店一覧（全76店）

令和8年4月1日時点

区	協力店	所在地	TEL	FAX	備考※
門司区	篠原企画	上馬寄一丁目5-14	230-6788	230-6788	外・子
	(株)不動産のミキハウス	栄町5-28	322-1000	322-2000	子
	(株)北九州ハウジング	高田一丁目2-1	381-0488	381-9304	ー
小倉北区	部屋. コレクション	浅野一丁目2-39クルーズ浅野ビル1F	551-3355	551-4455	外・子
	(株)西部不動産 小倉駅北口店	浅野二丁目13-23-201	953-6577	953-6727	外・子
	(株)アンサー倶楽部 本店	浅野二丁目15-46	953-9927	953-9937	外・子
	(株)Room	鋳物師町1-5-101	967-3030	563-0033	外・子
	(株)奥村不動産	大手町7-38大手町ビル2F	571-2220	571-2221	子
	(株)足立商会	大畠一丁目1-34	521-0646	521-0680	子
	(株)田村ビルズ	片野一丁目1-48	932-6100	932-1414	外・子
	賃貸プロデュース(株)	片野一丁目1-54	932-2121	932-1877	外・子
	(株)リバー不動産	片野三丁目3-6-101	921-2043	922-7235	外・子
	(有)アイユーホーム 本店	片野五丁目3-10	923-3778	923-3779	ー
	(株)不動産のデパートひろた 城野店	片野新町二丁目13-16	941-3939	941-3940	外・子
	(株)芳賀 エステート芳賀小倉支店	金田一丁目3-31	571-8777	571-1699	子
	江月不動産	金田一丁目6-1	562-0117	562-8880	外・子
	(株)不動産のフォーユー	金田一丁目6-1	562-6666	562-8880	外・子
	(有)三成不動産	金田二丁目1-3	583-1123	583-0501	外・子
	YODO.carii(株)	木町三丁目1-28	383-9940	383-9941	外・子
	(株)不動産のアスティー	木町四丁目2-2	562-3321	562-3320	外・子
	(株)サンサン	霧ヶ丘二丁目24-5	951-3509	951-4718	外・子
	(株)AZアズ	熊谷二丁目12-17	090-5028-8823	571-6445	外・子
	(株)さわやか倶楽部	熊本二丁目10-10	551-0008	531-7577	外・子
	(株)ユニティハウス	黒原三丁目15-4	932-5551	932-5552	外・子
	日本アールイー(株)	米町一丁目1-1	981-0897	981-0902	外・子
	(株)ミクニ	紺屋町12-4	533-0392	531-3983	子
	(株)不動産中央情報センター アパマンショップ小倉店	堺町一丁目2-16	533-1111	533-1010	外・子
	(株)角田ビル	堺町二丁目1-1-202	513-6501	513-6502	外・子
	(株)不動産のデパートひろた 小倉中央店	堺町二丁目3-30	533-0008	533-0005	外・子
	きくち不動産	皿山町17-24	592-6565	592-7565	ー

区	協力店	所在地	TEL	FAX	備考※
小倉北区	(株)不動産中央情報センター アパマンショップ到津店	下到津四丁目6-3	592-2272	592-2269	外・子
	(株)不動産のデパートひろた 小倉到津店	下到津四丁目8-7	563-3939	563-0100	外・子
	(株)タウンワークス	田町5-20-101	591-8030	591-8035	外・子
	アンドハウス(株)	原町二丁目11-8	967-0045	953-6602	ー
	(株)不動産アラキ	馬借一丁目6-20	541-3123	541-3121	外・子
	(有)ECエステート	馬借一丁目16-12シャルム中島102	521-0114	521-0115	外・子
	(有)アイユーホーム 小倉店	馬借二丁目7-16	531-8312	531-8402	ー
	(株)不動産中央情報センター アパマンショップ北九州本店	東篠崎一丁目3-13	931-0009	951-1889	外・子
	(株)コスモハウジング	弁天町5-2	583-1500	583-1188	外・子
	(株)ウインズビル	室町二丁目2-8	561-1777	561-1787	ー
小倉南区	(株)Cloud9	大字呼野1087-2	967-3971	967-3973	ー
	山一商事	北方一丁目5-11	951-5882	951-5916	外・子
	(有)エステートアイ	北方二丁目12-1	952-6660	952-6815	ー
	(有)エステイト・フェニックス	北方四丁目1-11	941-3210	941-5252	外・子
	(株)不動産プレステージ 北九大前店	北方四丁目1-15-101	941-7002	941-7012	子
	匠建開発(有)	朽網西四丁目5-14	472-3550	981-8197	外・子
	(株)不動産のデパートひろた 下曽根店	田原新町二丁目4-24	475-3939	475-3940	外・子
	(株)不動産中央情報センター アパマンショップ曽根店	田原新町三丁目10-15	472-2345	472-5800	外・子
	(有)ビクトリー	津田新町四丁目8-5	474-5550	474-5551	外・子
	マルイチ不動産販売(有)	徳力二丁目5-1	965-3901	965-0118	外・子
	(株)officeJey	中吉田一丁目12-21	600-2973	600-2974	子
	(株)不動産中央情報センター アパマンショップ守恒店	守恒本町一丁目5-1	963-3333	963-3350	外・子
	(株)不動産のデパートひろた 守恒店	守恒本町二丁目5-17	965-0001	965-0002	外・子
	アルファー西日本(株)	若園四丁目15-15	965-0671	965-0662	子
若松区	(有)若松宅建	二島五丁目4-13	791-0039	701-2121	ー
八幡東区	(株)不動産のデパートひろた 八幡駅前店	西本町三丁目1-1	661-3939	661-0100	外・子
	(有)エステイト・フェニックス 八幡店	西本町三丁目3-5	671-2700	671-2707	外・子
	カントリー不動産	尾倉二丁目4-15	661-3889	671-1690	子
	(株)不動産のデパートひろた	山王一丁目11-1	663-3934	663-3940	外・子

区	協力店	所在地	TEL	FAX	備考※
八幡西区	(有)あきよし	穴生一丁目17-17	641-1765	641-5070	外・子
	(株)西部不動産 折尾本店	折尾一丁目14-1	602-7300	602-7355	外・子
	(株)不動産中央情報センター アパマンショップ折尾店	折尾三丁目8-24	603-0002	603-0390	外・子
	(株)不動産のデパートひろた 折尾店	折尾四丁目9-18	603-0050	603-0019	外・子
	(株)岩崎興産	香月西二丁目15-15	617-0200	617-0038	外・子
	(株)不動産のデパートひろた 黒崎店	黒崎二丁目3-21	645-1000	645-5000	外・子
	(株)芳賀 エステート芳賀黒崎支店	黒崎二丁目10-1	631-1555	631-1556	子
	(株)不動産中央情報センター アパマンショップ黒崎店	黒崎四丁目1-8	645-5511	645-3003	外・子
	協友産業(株)	下上津役三丁目6-1	613-2112	613-2113	外・子
	(株)グローバルマーケット	陣原三丁目23-9	642-9686	642-0026	外・子
	(株)本城不動産	千代ヶ崎三丁目6-24	601-0004	601-7310	外
	(株)光ハウジング	則松四丁目16-9	601-3515	601-3040	子
	(株)不動産のデパートひろた 黒崎インター店	別当町26-1	641-3939	645-5500	外・子
	(株)ハウス倶楽部	八枝四丁目2-26	693-8550	693-8501	外・子
戸畑区	(株)不動産中央情報センター アパマンショップ戸畑店	浅生二丁目9-20	873-3003	873-3033	外・子
	(株)アイ住宅サービス	沖台二丁目3-10	882-1001	882-2111	外・子
	浮城興産(株)	牧山二丁目3-5	871-5555	882-7959	子

●各区毎に所在地の五十音順で掲載
●家賃等を適正に支払い、自立して生活できる方が対象です。
※外＝外国人対応、子＝子育て世帯対応(外国人・子育て世帯の住まい探しにもご協力いただける店舗です。
https://www.city.kitakyushu.lg.jp/contents/07400089.html

賃貸住宅検索サイト

●公益社団法人福岡県宅地建物取引業協会

ふれんず　URL https://www.f-takken.com

※高齢者であることを理由に入居を拒まない「高齢者入居支援賃貸住宅」の情報を公開しています

●公益社団法人全日本不動産協会

ラビーネット不動産　URL https://rabbynet.zennichi.or.jp/

●公益社団法人全国賃貸住宅経営者協会連合会

安心ちんたい検索サイト　URL http://www.saigaishienjutaku.com/

サービス付き高齢者向け住宅

高齢者単身・夫婦世帯が安心して居住できるよう、医療・介護・住宅が連携し、バリアフリー構造で一定の設備を備え、ケアの専門家による見守り（安否確認・生活相談）サービスの提供を受けることができる民間の賃貸住宅です。

住宅を利用できる人

高齢者単身世帯	60歳以上または要介護認定もしくは要支援認定を受けている60歳未満の者
夫婦世帯等	上記の者に、配偶者/60歳以上の親族/要介護・要支援認定を受けている60歳未満の親族のいずれかが同居する世帯

入居の申し込み及び費用

- 空室状況や入居の申し込みは、各住宅にお問い合わせください。
- 契約締結時に家賃のほかに敷金が必要な場合があります。また、毎月の家賃以外に、共益費、サービス利用料などが必要です。家賃等は住宅によって異なりますので、詳しくは各住宅にお尋ねください。
- 生活支援サービス等を利用する場合は、入居の契約とは別にサービスの契約締結が必要になります。

制度（住宅・空室状況・家賃・連絡先等）に関する詳しい内容は、こちらをご覧ください
▶ https://www.satsuki-jutaku.mlit.go.jp/

高齢者向け優良賃貸住宅

高齢者（満60歳以上の方）が安心して生活できる、市が認定した民間の賃貸住宅です。

住宅の内容

- 高齢者の安全を考えて、段差のない床、手すりの設置など安全で快適な住宅（バリアフリー仕様）になっています。
- 入居者の事故、急病等の緊急時に備え、トイレ、浴室及び寝室に緊急通報装置を設置しています。
- 入居者の所得に応じて、市から家賃の補助が受けられます。

住宅を利用できる人

高齢者単身世帯	入居申込時において満60歳以上の者
夫婦世帯等	満60歳以上の者に、配偶者または満60歳以上の親族のいずれかが同居する世帯

※家賃の補助について

- 事業者に対し、市が家賃の一部を補助しますので、入居者は契約家賃から家賃補助額を差し引いた額を支払うことになります。
- 家賃補助額は、契約家賃の最大3割程度の額で入居者の所得に応じて異なります。
- 家賃補助は、管理終了日までの期限付き補助となっています。
- 一部、家賃補助のない住宅がありますので、詳しくは次ページの「物件一覧」をご覧ください。

（例）契約家賃が70,000円の場合▶家賃補助額：21,000円～0円
入居者が実際に支払う家賃：49,000円～70,000円

制度に関する詳しい内容は、こちらをご覧ください
▶ https://www.city.kitakyushu.lg.jp/contents/924_00193.html

高齢者向け優良賃貸住宅物件一覧　（令和8年4月時点）

物件の詳しい情報や空室状況、入居申込については、下記物件一覧内の「★管理指定法人（不動産会社）」までお問い合わせください。

区		住宅名	所在地	階数 戸数	間取り	入居に関する問い合わせ先 （★管理指定法人）	電話番号 （電話093-）	管理終了日 （補助終了日）
門司区	1	タカフジアパートメント	東新町一丁目1番1号	12階 18戸	1LDK14戸 1LDK4戸	（株）不動産中央情報センター （小倉）	533-1111	R9.6.30
	2	ゼルコバⅠ	南本町2番10号	3階 12戸	1LDK3戸 1LDK＋納9戸	（株）田村ビルズ	932-6100	R9.8.31
小倉北区	3	ギャラン吉野町	吉野町11番27号	13階 7戸	1K3戸 1DK4戸	（株）ユニティハウス	511-6777	R8.8.11
	4	サンコーポ熊本	熊本二丁目8番19号	6階 30戸	2DK30戸	（株）DL	562-1168	R9.11.30
	5	CPタワー	馬借一丁目9番8号	25階 30戸	2LDK30戸	（株）アンサー倶楽部	951-6161	R10.3.31
	6	リード真鶴	真鶴一丁目6番11号	10階 54戸	1LDK18戸 2LDK36戸	（株）DL	562-1168	R10.7.31
	7	パークサイドヴィレッジ けんわ大手町（※）	大手町14番22号	12階 60戸	1K20戸 1LDK40戸	（株）不動産中央情報センター （北九州本店）	0120-62- 0834	R14.3.31
	8	ハイコート浅野（※）	浅野三丁目1番3号	15階 40戸	2LDK	（株）ウインズビル	561-1777	R15.2.27
小倉南区	9	サンヒルズ高野	高野一丁目12番18号	5階 12戸	2LDK12戸	（有）エステイトフェニックス （北方）	941-3210	R9.2.20
	10	コンプレート富士見	富士見二丁目9番22号	14階 6戸	1LDK3戸 2LDK3戸	（株）イーピーエム	541-1414	R10.3.31
若松区	11	クラシオン白山（※）	白山一丁目3番2号	7階 10戸	1DK4戸 2DK2戸 2LDK2戸	福岡県住宅供給公社	621-4411	※管理指定法人へお尋ねください
八幡東区	12	東田の愛香苑（※）	東田二丁目2番43号	5階 70戸	1K60戸 1LDK10戸	（株）不動産中央情報センター （黒崎）	645-5511	R12.4.30
八幡西区	13	ゼルコバⅡ	三ヶ森一丁目3番24号	7階 18戸	1LDK6戸 2DK12戸	（株）田村ビルズ	932-6100	R10.3.31
	14	オークランド・アサート 木屋瀬	木屋瀬二丁目32番1号	9階 18戸	1DK6戸 2LDK9戸 3DK3戸	（株）ハウス倶楽部	693-8550	R10.3.31
	15	オアーゼ上の原	上の原四丁目19番17号	7階 23戸	2DK18戸 2LDK5戸	（株）不動産のデパート ひろた	663-3939	R10.4.30
	16	ベルの郷（※）	星ヶ丘五丁目5番1号	3階 20戸	1K16戸 1LDK4戸	（株）不動産のデパート ひろた	663-3939	R13.6.30
	17	エスポワール・J（※）	陣原五丁目3番7号	3階 10戸	1K10戸	（株）不動産のデパート ひろた	663-3939	R14.6.30

- 住宅名の後ろに（※）のついた住宅については、月額所得が487,000円までの方が入居できます。
- 家賃補助については、管理終了日までの期限付き補助となっています。
- クラシオン白山（若松区）、エスポワール・J（八幡西区）については、家賃補助はありません。
- 入居の際には、敷金等が必要となります。敷金は、契約家賃（家賃補助を受ける前の家賃）の3か月分以内で、住宅により異なります。

高齢者・介護に関する施設

	名称・概要	入所要件※2	問合わせ先
高齢者向け施設※1	**住宅型有料老人ホーム** 高齢者の方が入所して、食事や介護の提供、洗濯・掃除等の家事、健康管理などのサービスの提供を受けることができる 民 間の老人ホーム。	原則65歳以上	・各施設にお問い合わせください。 ・施設の情報は、高齢者のためのサービスガイドに掲載しています。
	①軽費老人ホーム(ケアハウス) **②軽費老人ホーム(A型)** 身体的機能の低下や高齢のため、独立した生活を送るには不安がある高齢者が入居する老人ホーム。 食事、入浴などの提供が行われます。	60歳以上	
	生活支援ハウス デイサービスセンターに居住部門が併設され、独立して生活するには不安のある高齢者に対して、低料金で介護、住居、地域住民との交流の場などを総合的に提供する施設(自炊も可能)。	原則60歳以上	・各区役所保健福祉課高齢者・障害者相談コーナー ☎P28をご覧ください
	養護老人ホーム 家庭環境上の問題があり、かつ経済的に困窮しており、在宅での生活を続けることが困難な人が入所できる施設。 食事、入浴などの提供や、生活向上のための指導も行われます。	概ね65歳以上 別途、入所要件があります。	
介護保険サービス付き施設	**介護付有料老人ホーム** 高齢者の方が入所して、食事や介護の提供、洗濯・掃除等の家事、健康管理などのサービスの提供を受けることができる民間の老人ホーム。 介護付有料老人ホームは、施設が提供する介護サービス(特定施設入居者生活介護)を利用しながら生活する施設。	原則65歳以上	・各施設にお問い合わせください。 ・施設の情報は、高齢者のためのサービスガイドに掲載しています。
	特定ケアハウス 身体的機能の低下や高齢のため、独立した生活を送るには不安がある高齢者が入居する老人ホーム。食事、入浴などの提供が行われます。 特定ケアハウスは、施設が提供する介護サービス(特定施設入居者生活介護)を利用しながら生活する施設。	60歳以上	
	認知症対応型共同生活介護(グループホーム) 家庭的な環境の中で、認知症の症状のある方が少人数で共同生活を送りながら、日常生活の介助や機能訓練などを受けることができる施設。	要支援2以上かつ認知症の症状あり	
	介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム) 常に介護が必要で、自宅での介護が困難な方が入所できる施設で、入浴・排泄・食事・日常生活の介助や機能訓練などを受けることができる施設。	原則要介護3以上 ただし、要介護1、要介護2でも要件に該当すれば入所可	

※1:介護が必要になった場合、入居者の選択により訪問介護やデイサービスなどの介護サービスを利用することができます。
※2:入所要件は、施設によって異なりますので、詳細は、各施設にお問い合わせください。

高齢者の住まいの相談については、お近くの地域包括支援センター(P27)でも受け付けます。
高齢者のためのサービスガイドに、施設名や住所、連絡先等を掲載しておりますので、ご覧ください。

▶ https://www.city.kitakyushu.lg.jp/contents/924_10959.html

その他（市や県などが提供する公的賃貸住宅）

公営住宅

公営住宅法に基づき、住宅に困窮する低額所得者等に対して、低廉な家賃で自治体が提供する住宅です。
申し込みには一定の資格が必要となります。
詳細については、下記にお問い合わせください。

●市営住宅　各区役所市営住宅・市公社住宅相談コーナー

入居を希望する市営住宅の所在する区の市営住宅相談コーナーにご連絡ください。

門司区役所	☎093-331-1881	内線671・672
小倉北区役所	☎093-582-3488	直通
小倉南区役所	☎093-951-4111	内線671・672
若松区役所	☎093-761-5321	内線671・672
八幡東区役所	☎093-671-0801	内線671・672
八幡西区役所	☎093-642-1441	内線671・672
戸畑区役所	☎093-871-1501	内線671・672

URL https://www.jkk-kitakyushu.jp/shiei/

バリアフリー仕様や生活援助員の派遣など、高齢者の生活に配慮した市営住宅「ふれあいむら」も提供しています。（※一定の資格要件あり）

●県営住宅　福岡県住宅供給公社北九州管理事務所

住所　北九州市八幡西区西曲里町2番1号黒崎テクノプラザビル5階

☎093-621-3300　URL https://lsf.jp/pref/

公的賃貸住宅

公的賃貸住宅とは、地方住宅供給公社や都市再生機構（UR）などの公的住宅機関が提供する賃貸住宅です。
礼金や仲介手数料、更新料が不要です。
入居には、一定の基準があります。
詳細については、下記にお問い合わせください。

●北九州市住宅供給公社　北九州市住宅供給公社事業企画課

住所　小倉北区浅野三丁目8番1号AIMビル4階

☎093-531-3150　URL https://www.jkk-kitakyushu.jp/chintai/search/special/

●福岡県住宅供給公社　福岡県住宅供給公社北九州管理事務所

住所　八幡西区西曲里町2番1号黒崎テクノプラザビル5階

☎093-621-4411　URL https://lsf.jp/rent/

●都市再生機構（UR）　UR北九州営業センター

住所　小倉北区米町一丁目1番7号小倉駅前奥田ビル1階

☎093-522-5067　URL https://www.ur-net.go.jp/chintai/

民間賃貸住宅のお部屋探しの流れ

1 不動産店訪問

不動産店に行ってみましょう。

- 事前に予約するとスムーズです。
- 「お部屋探しの条件整理シート」で希望条件を予め整理して不動産店に伝えておくと物件を準備してもらいやすくなります。

※お部屋探しの条件整理シート▶

2 物件の見学

不動産店の方と一緒に物件を見に行きます。

- その日に見学できないこともあるので、引越しまでのスケジュールに余裕を持って準しましょう。

3 申込み

気に入った物件があれば申込みをします。

- 申込みの前に、もう一度入居条件を確認しましょう。
- 申込みに必要な情報（収入や連帯保証人の住所等）は事前に確認しておきましょう。
- 連帯保証人が必要な場合、必ず引き受けてもらえることを確認しましょう。
- 申込みに必要な書類（住民票、連帯保証人引受承諾書、印鑑証明書、身分証明のできる書類など）がある場合は準備しておきましょう。

4 審　査

保証会社やオーナーが入居審査を行います。

- 審査を通過しないと、契約ができません。

5 契　約

審査が通ったら、正式に契約を進めます。

- 契約書の説明、重要事項の説明を受け、それぞれの書面に記名捺印します。

6 入居日まで

入居までの期間中に、必要な手続きを忘れずに行いましょう。

- 主な手続き①契約金の振込
  ②各種届出（郵便物の転送届、役所への転出・転入届など）
  ③ライフラインの連絡（ガス、水道、電気、インターネットなど）
  ④現在の住まいの解約などの手続き
  ⑤引っ越しの準備

7 入　居

鍵の引き渡しを受けます。

- 鍵の引き渡し日が契約開始日となり、この日から賃料が発生します。

参考 不動産関係団体がお部屋探しの際に役立つ情報をまとめたガイドブックを作成しています。

- はじめての一人暮らしガイドブック
  【(公社)全国宅地建物取引業協会連合会・(公社)全国宅地建物取引業保証協会】
- はじめてでも安心！部屋探しお役立ちガイド
  【(公社)全日本不動産協会】

外国人の方向けのガイドブックはこちら

- 部屋探しのガイドブック【国土交通省・(公財)日本賃貸住宅管理協会】
- 外国人のための賃貸住宅入居の手引き【国土交通省・(公財)日本賃貸住宅管理協会】
- 賃貸住宅を退去する時の原状回復のポイント【国土交通省・(公財)日本賃貸住宅管理協会】
- 入退去時の物件状況及び原状回復確認リスト（例）【国土交通省・(公財)日本賃貸住宅管理協会】

- 部屋を借りる人のためのガイドブック
  【(公社)全国宅地建物取引業協会連合会・(公社)全国宅地建物取引業保証協会】
- 部屋探しのガイドブック
  【(公社)全日本不動産協会】

貸主・不動産業者の方へ

入居受入れのお悩み＆対応策

事例①家賃滞納や支払遅延が心配……P19

②入居者の様子がいつもと違う……P20

③入居者トラブルが疑われる ……P21

④入居者の安否が心配……P22～24

⑤住宅のバリアフリー化をしたい……P25

⑥外国人の受入れが不安……P26

相談窓口・支援制度一覧…… P27～32

居住支援の基礎知識 …… P33.34

【付録】お役立ちツール…… P35

入居受入れのお悩み＆対応策

事例1 家賃滞納や支払遅延が心配

長期入院となり、家賃の支払いが滞ってしまう

職を失う、もしくは年金暮らしとなり家賃が支払えなくなった

生活費が不足し、家賃が支払えなくなる

家主が家賃管理をしっかりしておらず、気付いた時には滞納額が膨れ上がっている

家賃滞納や支払遅延などの金銭的リスクは、様々な方法で予防することができます。

対応策

家賃集金に不動産管理会社を利用する

- 家賃集金を不動産管理会社に代行してもらうことで、未入金の際の催促なども含めて、入金確認などの煩雑な作業がなくなり、家主の負担が軽減されます。
- 詳しくは、お近くの不動産店等にお問い合わせください。

家賃の口座引落（自動送金）を利用する

- 入居者の銀行口座から自動的に引き落としされることで、入金忘れなどによる遅延や滞納を回避できます。
- 入居者に自ら利用している金融機関等で手続きしてもらいましょう。

家賃債務保証会社を利用する

- 入居者が保証会社へ保証料を支払うことで、家賃滞納があった場合に、保証会社が入居者に代わり、家賃を立て替えて家主等に支払うなど、金銭的な補償を行います。
- 滞納家賃のほか、お部屋の原状回復費用や残された家財の撤去等に係る費用などを保証する商品もあります。
- 補償内容や保証料は、保証会社によって異なりますので、詳しくは各保証会社にお問い合わせください。

国土交通省のホームページから、適切な業務を行う家賃債務保証業者の登録情報が確認できます▶

https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_fr7_000028.html

代理納付制度を利用する（生活保護受給者限定）

- 賃貸住宅に入居する生活保護受給者に対しては、住宅扶助費の支給がされます。
- 生活保護制度では家主が抱える不安に対する対策等として、条件を満たした場合は、住宅扶助の代理納付を活用することができます。

問合せ先 **各福祉事務所（各区役所保護課）** **☎P28をご覧ください**

※家賃滞納の原因として、認知症などが疑われることがあります。
※その場合の相談先や対応策についてはP20をご覧ください。

事例2 入居者の様子がいつもと違う

何度も同じことを聞いてくる

あいさつをしても返事をしなくなった

家賃の支払を忘れることがある

お風呂に入っていない様子である

ゴミが溜まってきている

子どものことで悩んでいるようだ

認知症やうつ病などが疑われますので、区役所や支援機関にご相談ください。

高齢者

地域包括支援センター ☎P27をご覧ください

- 高齢者が住み慣れた地域で生活を続けられるよう、高齢者の保健・医療・福祉・介護に関する幅広い相談に応じ、必要な助言や支援を行う総合相談窓口です。
- 保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーといった専門スタッフが相談に応じます。

障害のある人

障害者基幹相談支援センター ☎P29をご覧ください

- 障害者手帳の有無にかかわらず、障害のある人に関する様々な相談をワンストップで受けています。
- 相談者（ご本人・ご家族・関係者など）のお話しをお聞きして、どのような援助が必要なのかを一緒に考えていく機関です。
- 電話・来所・訪問でご相談をお受けしていますが、まずはお気軽にご連絡ください。

高齢者・障害者相談コーナー（各区役所保健福祉課） ☎P28をご覧ください

- 障害のある人の生活上の相談や保健の指導を行っています。

子育て世帯

子ども・家庭相談コーナー（各区役所保健福祉課） ☎P28をご覧ください

- 子どもや家庭に関するあらゆる相談をひとつの窓口で受け、必要なサービス・支援へとつなぐ総合的な相談窓口です。

どこに相談していいかわからない場合

いのちをつなぐネットワーク係（各区役所保健福祉課） ☎P28をご覧ください

- 入居者が生活に困りごとがあるがどこに相談していいかわからない場合は、お住まいの場所の区役所保健福祉課「いのちをつなぐネットワーク係」までご相談ください。

事例3 入居者トラブルが疑われる

緊急を要する場合等は、必要に応じて警察や、各センター・窓口にご一報ください。

子どもへの虐待

児童相談所虐待対応ダイヤル …… **☎189（いちはやく）**

- お住まいの地域の児童相談所につながります。
- 通話料無料

各区役所保健福祉課子ども・家庭相談コーナー …… **☎P28をご覧ください**

- 比較的軽度な虐待行為（手足の傷やあざ、ネグレクトの疑いなど）

子ども総合センター（北九州市児童相談所） …… **☎093-881-4556**

- 一時保護が検討される重篤な虐待行為（頭部の外傷や性的虐待の疑いなど）

24時間子ども相談ホットライン …… **☎093-881-4152**

- 子どもに関する相談に24時間365日対応します。

高齢者への虐待

お住まいの小学校区の地域包括支援センター …… **☎P27をご覧ください**

- 保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーといった専門スタッフが相談に応じます。
- 関係機関と連携し、高齢者の権利と財産を守るための支援や、虐待防止の取組を行います。

障害のある人への虐待

北九州市障害者虐待防止センター …… **☎093-861-3111**

- 障害者虐待に関する相談・通報等を受け付け、障害者虐待の防止や早期発見、障害のある人及び養護者に対する支援等を行います。

※ただし、事案によっては、18歳未満の人は「子ども総合センター」が、65歳以上の人は「地域包括支援センター」が主に担当することになります。

配偶者や恋人からの暴力

北九州市配偶者暴力相談支援センター …… **☎093-591-1126**

- 配偶者などからの暴力の相談や、DV（ドメスティックバイオレンス）被害者の自立支援に向けた情報提供などを行っています。

各区役所保健福祉課子ども・家庭相談コーナー …… **☎P28をご覧ください**

事例4 入居者の安否が心配

最近姿を見かけない

電気が点いたまま、あるいは夜になっても電気が点かない日が続いている

新聞紙やチラシが郵便受けに溜まっている

まず、入居者が入院や失踪により居室内にいない可能性については、親族や緊急連絡人、支援団体等に連絡し、可能な限り情報収集に努めて、所在を確認しましょう。
室内への立ち入りが必要な場合は、必ず警察に依頼しましょう。

対応策

「入居者情報共有シート」を活用する

「入居者情報共有シート」とは？

- 入居中や退去時には、様々なことが起こる可能性があります。
- 「入居者情報共有シート」は、もしもの時に必要な手続きをスムーズに進めるために、家主や不動産業者が事前に把握しておくことが望ましい入居者情報を、入居者ご本人に記入していただくものです。
- 記入は任意となりますが、貸主・借主双方が安心できるツールとして、入居申込や契約時等にご活用いただければ幸いです。
- 個人情報の取扱いには十分ご注意ください。

※「入居者情報共有シート」はP35に掲載しています。

もしもの時に備えた保険や保証に加入する

- 入居者の死亡を原因とする原状回復費用や残された家財の片付け費用、空室発生による家賃損失等を補償する保険があります。
- 保険に加入しておくことで、万一の事故の際でも安心して対応できます。

※補償内容は、保険会社の商品によって異なりますので、ご注意ください。

入居者の見守りサービスを活用する

- 民間事業者が提供している様々な見守りサービスがあります。
- 見守りサービスを活用することで、入居者の安否を早い段階で確認することができます。

問合せ先 各事業者や居住支援法人 ☎P30.31をご覧ください

入居者が死亡したとき

1 まずは警察へ連絡

2 緊急連絡先への連絡

賃貸借契約締結時に確認した緊急連絡先へ連絡します。緊急連絡先が親族等でない場合は、親族等の有無やその連絡先を知っているかなどもヒアリングします。

死亡報告となると慌ててしまうこともあるので、伝えたいことはメモをしておくといいでしょう。

3 相続人の特定連絡

困ってしまうのが、相続人や親族等が特定できない場合。

孤独死や自殺の場合は警察が親族等を調査します。警察が親族等を把握しているなら「賃貸借契約の件で連絡を取りたい」と伝えてもらいましょう。

相続人が複数いる場合は、代表者を決めてもらうと効率的です。

4 賃貸借契約の解除

入居者が死亡しただけでは賃貸借契約は終了しません。借家権は相続人に相続されるため、相続人に対して解約手続きを行う必要があります。

相続人が遠隔地に居住している場合や、住所は判明していても連絡が取れない場合は、内容証明により解除通知を送付します。

原状回復をめぐるトラブルとガイドライン

入居者の死亡時に限らず、賃貸物件からの退去時には貸主と借主との間でトラブルが発生しやすいものです。

特に、敷金の返還や原状回復費用については、国土交通省が「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」を公表し、その中で原状回復に関する紛争の予防や解決の指針を示しています。

また、令和2年4月の民法改正により、敷金や原状回復等の取扱いが明文化されることで、ガイドラインがより厳格に運用されることになりました。

たとえば、通常損耗分について入居者に原状回復費用を求めるためには、賃貸借契約時に明確な合意をもって特約を締結している必要があります。

なお、家賃債務保証会社を利用した原状回復費用の保証については、ガイドライン等に基づき明確に査定されることとなりますので、確認が必要です。

https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk3_000020.html

残置物の処理等に関するモデル契約条項

民間賃貸住宅等においては、相続人の有無や所在が明らかでない単身者が死亡した際の賃貸借契約の解除や居室内に残された残置物の処理への不安感から、高齢者の入居の申込みを賃貸人が拒否することがあります。

このような不安感を払拭するため、単身の高齢者が死亡した際に契約関係及び残置物を円滑に処理できるように、国土交通省及び法務省において、賃借人と受任者との間で締結する賃貸借契約の解除及び残置物の処理を内容とした死後事務委任契約等に係る「残置物の処理等に関するモデル契約条項」を策定しています。

モデル契約条項は、その使用が法令で義務づけられているものではありませんが、モデル契約条項の利用により、合理的な死後事務委任契約等を締結することができます。

https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk3_000101.html

入居者死亡時の主な対応フロー

5 残置家財の処分

賃貸借契約の解除にあわせて、相続人に残置家財の処分を請求します。

相続人が請求に応じない場合でも、原則として家主が処分することはできず、相続人の同意書等を得る必要があります。

それでも同意が得られなければ、競売や目的外動産として処分します。

6 原状回復工事の実施

通常の原状回復工事や室内クリーニングのほか、必要に応じて専門業者に依頼するなどし、特殊清掃等を実施します。

死亡後時間が経過している場合は、その影響範囲も広くなるため、畳の入れ替えや床の張り替えなどが必要になってくるケースもあります。

7 賃料債務などの清算

賃貸借契約解除日までの賃料や残置家財の処分費、室内の原状回復費は相続人に承継されます。

各種費用については、入居者加入の家財保険や家賃債務保証等により補償される場合があります。清算する前に、契約内容等を確認しておくようにしましょう。

コラム もしもの事故を防げ！とある不動産店の取組事例

とある不動産店は、高齢者の入居の場合、乳酸菌飲料を週に2回配達するサービスを行っています。

週に2回、配達員さんが高齢者の自宅を訪ねることで、見守りサービスとしての役割を果たしてくれます。

実際に、入居者の体調不良に気付くことができたり、孤独死の早期発見によってお部屋の原状回復費用が抑えられるなど、効果の大きい事例もあったようです。

「大家さんからのプレゼント」と入居者にも喜んでもらえて、さらに関係性も良好に！

貸主側としても、少額の投資で孤独死の不安を軽減でき、まさに一石三鳥な取組ですね！

事例5 住宅のバリアフリー化をしたい

部屋の中で
何度もつまづき
そうになる

手すりがなくて、
移動しにくい

力が弱くなり、
扉の開閉が
できない

膝が悪く和
式便所が使
えない

高齢者が増加する状況の中、バリアフリー化された住宅の需要が高まっています。

対応策

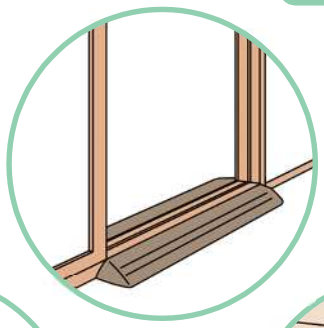

段差の解消

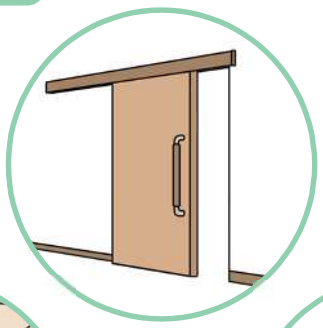

引き戸などへの
扉の取替え

手すりの設置

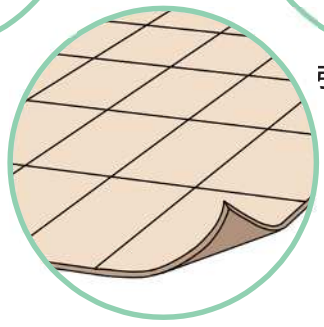

滑り防止及び移動の円滑化
のための床材の変更

洋式便器など
への取替え

※上記対応策に関する入居者支援（介護保険・すこやか改造助成）があります。
詳しくはP6をご覧ください。

事例6　外国人の受入れが不安

ごみ出しのルールを
知らない

共用部に
私物を置いている

契約者以外が住んでいる

生活マナーやルールについて、そもそも日本では常識であるという前提で詳しく説明していない、もしくは(言語の違い等で)正しく伝わっていないことが原因であることも少なくありません。

対応策

住まい方のルールについて契約締結時に説明する

無断転貸を禁止する理由を説明し、無断転貸は契約解除理由となることを伝える

外国人向けのガイドブックを利用する

※詳しくは各団体のホームページをご覧ください

国土交通省・(公財)日本賃貸住宅管理協会

貸主向けの実務対応マニュアルや契約時に役立つ必要書類等の見本、部屋探しをする外国人向けにルールやマナー等を14か国語で掲載

○外国人の民間賃貸住宅入居円滑化ガイドライン
○《大家さん、不動産事業者のための》外国人の受入れガイド
○部屋探しのガイドブック
○外国人のための賃貸住宅入居の手引き
○賃貸住宅を退去する時の原状回復のポイント
○入退去時の物件状況及び原状回復確認リスト(例)
○外国人住まい方ガイド(動画)

(公社)全国宅地建物取引業協会連合会・(公社)全国宅地建物取引業保証協会

「部屋探し」から「契約」、「入居中の規制」、「退去」、「緊急災害への備え」などをまとめ、イラストや平易な文章を用いて8カ国語で掲載

○部屋を借りる人のためのガイドブック

(公社)全日本不動産協会

日本で生活を始めるにあたり、部屋探しをするときに欠かせない基礎知識、入居の手順や、入居中のルールに関する疑問をわかりやすく解説(4か国語で掲載)

○部屋探しのガイドブック

相談窓口・支援制度一覧

地域包括支援センター

受付時間　月～金 8:30～17:00(土・日・祝・年末年始は休み)

区	相談受付窓口(設置場所)	センター名	市民専用フリーダイヤル	電話番号(市外局番 093)	担当地域の目安(小学校区)
門司	・区役所 ・出張所	門司1	0120-049-233	481-1028	大積、白野江、柄杓田、松ケ江北、松ケ江南
		門司2	0120-283-233	331-2041	田野浦、港が丘、門司中央、門司海青、小森江(旧小森江東)
		門司3	0120-329-233	391-2017	大里東、大里南、大里柳、西門司、萩ケ丘、藤松、小森江(旧小森江西)
小倉北	・区役所	小倉北1	0120-079-033	562-2515	足原、霧丘(小倉南区を除く)、桜丘、寿山、富野
		小倉北2	0120-127-033	562-2516	足立、貴船、小倉中央、三郎丸、中島、藍島、城野(小倉南区を除く)
		小倉北3	0120-259-033	591-3014	到津、井堀、中井、西小倉、日明、高見(八幡東区を除く)
		小倉北4	0120-853-033	591-3015	泉台、今町、清水、南丘(小倉南区を除く)、南小倉
小倉南	・区役所 ・出張所(東谷出張所を除く)	小倉南1	0120-349-433	475-7392	朽網、曽根、曽根東、田原、貫、東朽網
		小倉南2	0120-794-433	923-7039	葛原、高蔵、沼、湯川、吉田
		小倉南3	0120-803-433	952-5128	横代、若園、城野(小倉北区を除く)、北方、霧丘(小倉北区を除く)
		小倉南4	0120-086-533	923-7052	守恒、徳力、広徳、企救丘、志井、長尾、南丘(小倉北区を除く)
		小倉南5	0120-189-533	451-3109	長行、合馬、市丸、新道寺、すがお
若松	・区役所 ・出張所	若松1	0120-192-133	751-5281	赤崎、くきのうみ、小石、深町、若松中央、藤木
		若松2	0120-259-133	701-1035	青葉、江川、鴨生田、高須、花房、二島、ひびきの(八幡西区を除く)
八幡東	・区役所	八幡東1	0120-719-133	663-3305	祝町、枝光、高槻、ひびきが丘、高見(小倉北区を除く)、槻田
		八幡東2	0120-835-133	661-5132	大蔵、河内、皿倉、花尾(八幡西区を除く)、八幡
八幡西	・区役所 ・出張所	八幡西1	0120-379-733	601-5402	赤坂、浅川、医生丘、折尾東、本城、光貞、ひびきの(若松区を除く)
		八幡西2	0120-512-733	644-7623	永犬丸、永犬丸西、折尾西、則松、八枝
		八幡西3	0120-618-733	621-5032	青山、穴生、熊西、竹末、萩原、引野
		八幡西4	0120-729-733	621-5053	黒畑、黒崎中央、筒井、鳴水、花尾(八幡東区を除く)
		八幡西5	0120-059-833	611-5063	大原、上津役、塔野、中尾、八児
		八幡西6	0120-139-833	617-2752	池田、香月、楠橋、木屋瀬、千代、星ヶ丘
戸畑	・区役所	戸畑1	0120-209-833	861-2166	あやめが丘、戸畑中央、中原
		戸畑2	0120-199-533	861-2165	一枝、大谷、鞘ケ谷、天籟寺、牧山

※各区役所の地域包括支援センターでも相談を受け付けております。
※高齢者ご本人だけでなく、ご家族や地域の方からの相談も受け付けております。

高齢者・障害者相談コーナー（各区役所保健福祉課）

受付時間　月～水・金8:30～17:00、木8:30～19:00（土・日・祝・年末年始は休み）

区	電話番号
門　司	093-321-4800
小倉北	093-582-3430
小倉南	093-951-4126
若　松	093-751-4800
八幡東	093-671-4800
八幡西	093-645-4800
戸　畑	093-881-4800

子ども・家庭相談コーナー（各区役所保健福祉課）

受付時間　月～金 8:30～17:00（土・日・祝・年末年始は休み）

区	電話番号
門　司	093-332-0115
小倉北	093-563-0115
小倉南	093-951-0115
若　松	093-771-0115
八幡東	093-661-0115
八幡西	093-642-0115
戸　畑	093-881-0115

いのちをつなぐネットワーク係（各区役所保健福祉課）

受付時間　月～金 8:30～17:00（土・日・祝・年末年始は休み）

区	電話番号
門　司	093-331-1887
小倉北	093-582-3440
小倉南	093-951-4124
若　松	093-761-3078
八幡東	093-671-3022
八幡西	093-642-1334
戸　畑	093-871-0855

福祉事務所（各区役所保護課）

受付時間　月～金8:30～17:15（土・日・祝・年末年始は休み）

区	電話番号
門　司	093-331-1896
小倉北	093-582-3453
小倉南	093-951-1035
若　松	093-761-4673
八幡東	093-671-2814
八幡西	093-642-7395
戸　畑	093-871-2334

各区役所の所在地

- 門司区役所‥‥門司区清滝一丁目1番1号
- 小倉北区役所‥小倉北区大手町1番1号
- 小倉南区役所‥小倉南区若園五丁目1番2号
- 若松区役所‥‥若松区浜町一丁目1番1号
- 八幡東区役所‥八幡東区中央一丁目1番1号
- 八幡西区役所‥八幡西区黒崎三丁目15番3号
- 戸畑区役所‥‥戸畑区千防一丁目1番1号

障害者基幹相談支援センター

開所時間　月～金9:00～17:45　　閉所日　土・日・祝・年末年始は休み

所在地　戸畑区汐井町1番6号ウェルとばた6階

☎093-861-3045

障害者虐待防止センター

開所時間　月～金9:00～17:45　　閉所日　土・日・祝・年末年始は休み

所在地　戸畑区汐井町1番6号ウェルとばた6階

☎093-861-3111（24時間対応）

配偶者暴力相談支援センター

受付時間　火～金9:30～20:00（木曜は9:30～17:00の場合有、不定期）
土・日9:30～17:00

☎093-591-1126

子ども総合センター（北九州市児童相談所）

受付時間　月～金8:30～17:15　　閉所日　土・日・祝・年末年始は休み

所在地　戸畑区汐井町1番6号ウェルとばた

☎093-881-4556

24時間子ども相談ホットライン

☎093-881-4152（24時間対応）

多文化共生ワンストップインフォメーションセンター

相談対応日　月～金9:30～16:00（祝日・年末年始は除く）

所在地　公益財団法人北九州国際交流協会内（八幡西区黒崎三丁目15番3号コムシティ3階）

☎080-6445-2606

居住支援法人（北九州市内で活動する居住支援法人）

令和8年4月時点

法人名称（50音順）	主な支援対象者	支援業務の内容											
		家賃債務保証	入居相談・支援	住居の賃貸・提供	保証人代行・紹介	緊急連絡先引受け	日常生活相談・支援	電話による見守り	訪問による見守り	金銭・財産管理	家財・遺品整理	死後事務	その他
株式会社APAhouse 行橋市大字草野424-1 ☎090-2582-9536	住宅の確保が必要な全ての対象者		○	○	○	○	○	○	○				
株式会社あんしんサポート 福岡市城南区飯倉1-6-25 ☎0120-34-1881	高齢者、障害のある人（身体・知的）		○					○					
株式会社N・フィールド 福岡市博多区博多駅東2-6-23 博多駅前第2ビル6階 ☎092-710-5780	障害のある人（知的・精神）、低額所得者、高齢者、子育て世帯など	○	○	○			○		○				・賃貸人への情報提供
株式会社FCK 福岡市中央区白金1-8-2 ☎092-707-3693	低額所得者、高齢者、障害のある人など		○	○			○	○			○		・賃貸人への情報提供
一般社団法人家財整理相談窓口 東京都中野区中野2-24-11 住友不動産中野駅前ビル19階 ☎0120-166-077	低額所得者、被災者、高齢者、子育て世帯、外国人、LGBT										○	○	・残置物処理等業務 ・賃貸人への情報提供
一般社団法人北九州未来づくりラボ 北九州市八幡西区黒崎2-8-7 ☎090-8233-9806	低額所得者、被災者、高齢者、子育て世帯、新婚世帯など		○	○									・必要な機関や専門家（ケアマネジャーや医療関係者）への相談対応、接続
NPO法人祥雲 太宰府市連歌屋3-11-1 ☎090-9207-2227	住宅の確保が必要な全ての対象者		○	○		○	○	○	○	○	○	○	・賃貸人への情報提供
ニッポンインシュア株式会社 福岡市中央区天神2-14-2 福岡証券ビル6階 ☎0570-05-1080	低額所得者、被災者、高齢者、障害のある人、子育て世帯、外国人など	○											
NPO法人みらいあん 福岡市中央区大名2-4-38 6F ☎0120-398-079	住宅の確保が必要な全ての対象者	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	賃貸人への情報提供
特定非営利活動法人抱樸（ほうぼく） 北九州市八幡東区荒生田2-1-32 ☎093-653-0779	低額所得者、高齢者、障害のある人、子育て世帯など	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	

居住支援法人（北九州市内で活動する居住支援法人）

令和8年4月時点

法人名称（50音順）	主な支援対象者	支援業務の内容											
		家賃債務保証	入居相談・支援	住居の賃貸・提供	保証人代行・紹介	緊急連絡先引受け	日常生活相談・支援	電話による見守り	訪問による見守り	金銭・財産管理	家財・遺品整理	死後事務	その他
ホームネット株式会社 東京都中野区中野2-24-11 住友不動産中野駅前ビル19階 ☎0120-460-560	高齢者		○					○			○		
特定非営利活動法人ホームレス支援全国ネットワーク 北九州市八幡東区荒生田2-1-32 ☎093-651-7557	低額所得者、被災者、高齢者、障害のある人、子育て世帯など		○					○					
一般社団法人ロングライフサポート協会 福岡市博多区博多駅前3-19-14 ビーエスビル博多3階A2号 ☎0120-196-119	低額所得者、高齢者、生活困窮者、障害のある人など	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	

居住支援法人活動紹介動画

居住支援法人の活動紹介動画を
北九州市YouTubeチャンネルに掲載

あんしん住まいナビふくおか

福岡県が指定する居住支援法人を
紹介するポータルサイト

住まい等に関する相談

住宅相談コーナー

	相談内容	相談日時	連絡先
一般相談	住宅関係の一般相談	平日　8:45～12:0013:00～17:00	一般財団法人福岡県建築住宅センター北九州事務所内 **住宅相談コーナー** 所在地　北九州市立商工貿易会館1階（小倉北区古船場町1番35号） 受付時間　月～金　8:45～12:00 13:00～17:00 （祝・年末年始その他休日は除く） **☎093-533-5443** ※相談は無料 ※特別相談は事前予約が必要（先着順）
特別相談	住宅法律相談	第2・4木曜 13:30～16:00	
	不動産トラブルなどの宅建相談	毎週火曜 13:30～16:30	
	マンション管理に関する相談	第1・3水曜 13:30～15:30	
	住まいの安全・耐震に関する相談	第1・3金曜 13:30～17:00	

空き家に関する相談

	対象者	相談内容	連絡先
一般相談	市民	近隣の適切に管理されていない空き家に関する相談	**各区役所総務企画課**（小倉北区、小倉南区、八幡西区はコミュニティ支援課） 門司区331-0001　若松区761-4045　戸畑区　871-3600 小倉北区582-3337　八幡東区671-1459 小倉南区951-0201　八幡西区642-1337
総合相談	空き家の所有者等	・空き家の様々な相談 ・相続や売買、解体などの専門的な相談 （専門家団体を紹介）	**北九州市都市戦略局空き家活用推進課** （北九州市役所本庁13階）**☎093-582-2777**

高齢者・障害者あんしん法律相談

対象者	相談内容	連絡先
①おおむね65歳以上の支援が必要な高齢者及びその家族 ②障害のある人及びその家族 ③支援が必要な高齢者等とのトラブルに巻き込まれている近隣住民	福岡県弁護士会北九州部会による法律相談（「借地・借家」「相続」「借金」「金銭管理」「近隣とのトラブル」など）	**各区役所保健福祉課** **高齢者・障害者相談コーナー** **☎P28をご覧ください**

北九州市の制度（住宅改修等関連）

内容	HP	担当課	連絡先
住宅の耐震改修や除却費等補助		**北九州市都市戦略局建築指導課** （北九州市役所本庁13階）	**☎093-582-2531**
空き家のリノベーション補助		**北九州市** **都市戦略局空き家活用推進課** （北九州市役所本庁13階）	**☎093-582-2777**
老朽空き家等の解体費補助			
空き家バンク			

居住支援の基礎知識

住宅セーフティネット制度

住宅セーフティネット制度とは、民間の空き家・空き室を活用し、住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅（セーフティネット住宅）の供給を促進することを目的として、平成29年（2017年）に設立された制度で、次の3つの柱から成り立っています。

①セーフティネット住宅の登録制度

貸主が住宅確保要配慮者の入居を受け入れる賃貸住宅として登録を行う仕組みです。

主な登録要件	●住戸面積は原則として25㎡以上（※緩和あり） ●住宅設備を有すること（台所、便所、収納設備、浴室又はシャワー室） ●耐震性を有すること ●建築基準法、消防法等の法令に違反しないこと ●近傍同種の住宅の家賃と均衡を失しない家賃額であること

●**登録方法**
登録申請書はセーフティネット住宅情報提供システムで作成してください。
登録はこちらから▶https://safetynet-jutaku.mlit.go.jp/guest/apply.php

問合せ先　北九州市都市整備局住宅計画課　☎093-582-2592

②居住サポート住宅の認定制度

貸主が居住支援法人等と連携し、入居者の状況等に応じて必要なサポートを行う賃貸住宅の提供に関する「計画」を認定する制度です。

主な認定要件	事業者・計画	●事業者が欠格要件に該当しない ●入居を受け入れることとする住宅確保要配慮者の範囲を定める場合、要配慮者の入居を不当に制限しない ●専用住宅を1戸以上設ける
	居住サポート	●居住サポート住宅に入居する要援助者に対しては、3つのサポート（安否確認、見守り、福祉サービスへのつなぎ）全てを提供 1.安否確認：一日に一回以上、通信機器・訪問等により、入居者の安否確認を行うこと 2.見守り：一月に一回以上、訪問等により、入居者の心身・生活状況を把握すること 3.福祉サービスへのつなぎ：入居者の心身・生活状況に応じて利用可能な福祉サービスに関する情報提供や助言を実施し、必要に応じて行政機関や福祉サービス事業者につなぐこと ●居住サポートの対価が内容や頻度に照らして、不当に高額にならない金額であること
	住宅	●住戸面積は新築で25㎡以上、既存で18㎡以上 ●住宅設備を有すること（台所、便所、収納設備、浴室又はシャワー室） ●耐震性を有すること ●建築基準法、消防法等の法令に違反しないこと ●近傍同種の住宅の家賃と均衡を失しない家賃額であること

●**認定方法**
認定申請書は居住サポート住宅情報提供システムで作成してください。
登録はこちらから▶https://safetynet-jutaku.mlit.go.jp/guest/apply.php

問合せ先
（居住サポートについて）
北九州市保健福祉局地域福祉推進課　☎093-582-2060
（事業者・計画及び住宅について）
北九州市都市整備局住宅計画課　☎093-582-2592

③セーフティネット住宅・居住サポート住宅の改修・入居への経済的支援

セーフティネット住宅に登録される場合や居住サポート住宅に認定される場合には、国から住宅の改修費補助を受けることができます。

補助対象者	セーフティネット住宅の登録事業者、居住サポート住宅の認定事業者
補助対象工事	バリアフリー改修工事、耐震改修工事、間取り変更工事など
補助率・補助限度額	国1/3・62万円/戸※工事内容によっては、125万円/戸
家賃	公営住宅に準じた家賃の額以下であること
その他の主な要件	住宅確保要配慮者向け専用住宅又は居住サポート住宅としての管理期間が10年以上

※住宅の改修については、住宅金融支援機構による融資制度があります。

詳しくはこちら▶**住宅確保要配慮者専用賃貸住宅改修事業交付事務局**

snj@how.or.jp　※原則メールでご連絡ください

☎03-6280-8113　https://www.how.or.jp/koufu/snj.html

- 住宅改修については、市の補助制度もご活用いただけます。(※諸条件あり)
- 制度内容や問合せ先については、**P32**をご覧ください。

住宅確保要配慮者のマッチング・入居支援

(1)居住支援協議会の設置　▶詳しくはP34をご覧ください

(2)居住支援法人の活動　▶詳しくはP30.31をご覧ください

- 居住支援法人とは、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居に向け、様々なサービスを提供する、都道府県指定の法人です。
- 居住支援法人が提供するサービスには、入居相談や家賃債務保証、見守り、家財・遺品整理など、入居前から退去時まで様々なものがあります。

居住支援法人の福岡県指定については
福岡県建築都市部住宅計画課(☎092-643-3731)にお問合せください。
https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/shienhojinshitei.html

住宅確保要配慮者

法で定める者

法:住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律

- 低額所得者
- 被災者(発災後3年以内)
- 子ども(高校生相当以下)を養育している者
- 高齢者
- 障害のある人

規則で定める者

規則:住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則

- 外国人
- 中国残留邦人
- 児童虐待を受けた者
- ハンセン病療養所入所者
- DV被害者
- 刑の執行等のために矯正施設に収容されていた者
- 東日本大震災その他の著しく異常かつ激甚な非常災害による被災者
- 帰国被害者等
- 犯罪被害者等
- 更生保護対象者等
- 困難な問題を抱える女性
- 生活困窮者

計画で定める者

計画:北九州市住宅確保要配慮者賃貸住宅供給促進計画

- 海外からの引揚者
- 新婚世帯
- 原子爆弾被爆者
- 戦傷病者
- 住宅確保要配慮者に対して必要な生活支援等を行う者
- 市営住宅移転対象者(収入超過者及び高額所得者等を除く)
- 児童養護施設等退所者
- LGBT
- UIJターンによる転入者

北九州市居住支援協議会

北九州市居住支援協議会とは、北九州市における福祉の向上と豊かで住みやすい地域づくりに寄与することを目的とし、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居に必要な支援策等について協議するため、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(住宅セーフティネット法)に基づき設置された協議会です。

【主な取組】
北九州市高齢者・障害者住まい探しの協力店紹介制度(P9～12)

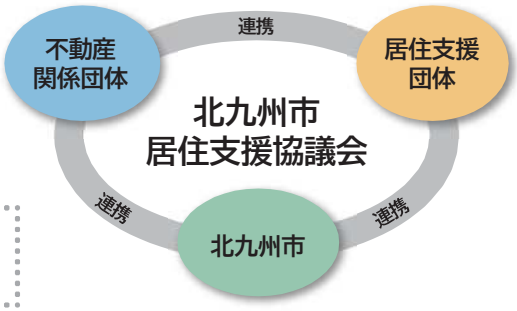

入居者情報共有シート

作成日:　　年　　月　　日

基本情報							
入居者	フリガナ		生年月日	T・S・H　年 月　日 (　　)歳	物件名	入居物件名	
	氏名					住所	
	電話	(　　)　　－	国籍言語				

緊急連絡先情報				
①	フリガナ 氏名		電話	
	住所		間柄	親族(　　)・連帯保証人・その他(　　)
②	フリガナ 氏名		電話	
	住所		間柄	親族(　　)・連帯保証人・その他(　　)

医療・福祉に関する情報				
健康状態	□良好　□通院中　□往診　(病名:　　)			
医療機関 (かかりつけ医)	名称		診療科	
	住所		電話	
介護保険 サービス (ケアマネ)	要介護度	【要支援】1・2　【要介護】1・2・3・4・5		
	事業所名			
	電話		ケアマネージャー	
障害福祉 サービス	障害者手帳	身体・知的・精神　(　　)級	利用中のサービス	有・無
	事業所名(相談支援事業所等)			
	電話		担当者名	
生活保護 制度	実施機関	門司・小倉北・小倉南・若松・八幡東・八幡西・戸畑　福祉事務所		
	電話		担当者名	
その他 行政サービス	実施機関		電話	
	支援内容		担当者名	
その他 支援機関・団体	名称		電話	
	支援内容		担当者名	

その他特記事項

【同意欄】

私は、このシートに記入した個人情報等について、入居者の居住支援を実施する目的の範囲で、入居物件の家主・不動産事業者及び上記関係機関(者)の間で共有されることに同意します。
(本人が署名できない場合、本人の同意を得たうえで代筆してください。)

【本人署名欄】　　(代筆者:　　)

(北九州市居住支援協議会2024Ver.1.0)

※このシートは、北九州市のホームページからダウンロードできます▶

発行・編集 北九州市都市整備局住宅計画課(北九州市居住支援協議会事務局)
〒803-8501北九州市小倉北区城内1番1号 ☎093-582-2592

Kitakyushu SDGs
令和8年4月発行